

第3 水田支援(規模の拡大)

1 補助対象および補助率

補助対象となる機械等	事業費	補助上限	補助率
トラクター、田植機、直播機、コンバイン、播種機、防除機、除草機、乗用管理機、ブロードキャスター、堆肥散布機、溝堀機、畦塗機、モア等の機械およびこれらの格納に必要な施設等 ※これ以外に県(農林総合事務所長等)が認めたものも補助対象にできる。	500千円 ～	10,000 千円	1/3 以内

2 採択要件等

- (1)目標年度における付加価値額を現状値より拡大することが確実であること。
- (2)目標年度における経営面積が20ha以上であることが確実であること。
- (3)目標年度までに以下のいずれかの目標の達成が確実であること。
 - ①経営面積を現状値より20%または10ha以上拡大する。
 - ②労働時間を現状値より10%以上削減する。
- (4)導入等する機械等が既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更新)するものではないこと。

第4 水田支援(営農の継続)

1 事業内容等

補助対象となる機械等	事業費	補助上限	補助率
トラクター、田植機、直播機、コンバイン、播種機、防除機、除草機、乗用管理機、ブロードキャスター、堆肥散布機、溝堀機、畦塗機、モア等の機械 ※これ以外に県(農林総合事務所長等)が認めたものも補助対象にできる。	500千円 ～	2,000 千円 ※ただし、市町が補助する金額を限度とする。	1/6 以内

2 採択要件等

- (1)目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。
- (2)事業実施主体が地理的要因等の理由により経営改善、規模拡大等が困難な者であっても、営農の継続が必要と市町長が認めた者であること。